

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するもの であること	意義及び目標に関する事項	意義・・・「1. [6]」に記載。 目標・・・「3. 」に記載。
	認定の手續	「9.[2]」に記載。
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	「2. 」に記載。
	4から8までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	「9. 」に記載。
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	「10. 」に記載。
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	「11. 」に記載。
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するもの であると認め られること	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	「4. 」から「8. 」に記載。
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	「3. 」で説明。
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施され ると見込まれ るものである こと	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	「4. 」から「8. 」に記載。
	事業の実施スケジュールが 明確であること	「4. 」から「8. 」に記載。